



2013年10月1日以降補償開始契約用

セットプラン

AIUの 海外旅行保険

広がる世界へ、この安心とともに。



2016年7月版

AIUの海外旅行保険はさまざまなリスクを幅広くカバーし、海外旅行に行かれるお客さまの不安を解消します。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合について、必ず本パンフレット P.4~6 でご確認ください。

ご自身がケガをしたり、病気になったりした場合

傷害死亡 / 疾病死亡



ケガまたは病気が原因で亡くなった

傷害後遺障害



旅行中の交通事故のケガが原因で、後遺障害が生じた

保険期間31日まで 緊急歯科治療費用



旅行中に急に歯が痛くなった(注1)

(注1) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。

治療・救援費用



階段で転倒して骨折 盲腸で入院 ケガや病気で長期入院し、日本から家族が現地に駆けつける

保険期間31日まで 疾病応急治療・救援費用



旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化(注2)

(注2) 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

航空機の遅延など、その他の場合

旅行事故緊急費用(注4)



航空会社に預けた手荷物が出てこない 悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった 列車が遅れたため、急ぎタクシーで空港へ向かった

(注4) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合に補償の対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料 ⑦身の回り品購入費

AIUには、実際このような海外での事故が報告されています。

マラリアにかかり、現地の病院に入院する。日本から家族が現地に駆けつける。



約1,460万円
治療・救援費用

ホテルへ向かう途中、急に歩行困難になり、現地で治療を受け、看護師同行のうえ日本へ移送される。



約940万円
治療・救援費用

ホテルのバスタブの水をあふれさせてしまい、下の階が水浸しになり、カーペットの張り替え費用を請求された。



約71万円
個人賠償責任

2012年4月 AIU調べ

AIUの3つの安心ポイント! ◆裏表紙に「用語のご説明」をご用意していますので、こちらも一緒にご覧ください。

POINT 1 AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!



(イメージ)

24時間日本語対応

電話1本でOK



AIUアシスタンスセンターでは、ご連絡をいただいでからお客さまの状況に適したサービスをご案内します。

POINT 2 キャッシュレス・メディカルサービスを提供



(イメージ)

「キャッシュレス・メディカルサービス」とは…米国を中心に、世界55万ヶ所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法



■ご利用に際しての注意

- *「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
- *保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
- *医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

POINT 3 こんなケースもAIUなら幅広くカバー

保険期間31日までの契約に限り補償

健康告知不要!

緊急な歯科治療について

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します(10万円限度)。

持病・既往症について

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット(300万円限度)。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

妊娠について

妊娠初期の異常による症状(妊娠満22週以後の発症は除きます。)も補償されます。

ご注意

1. 旅行の目的や申込書の記入内容によっては、お引き受けできない場合があります。
2. この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となる場合があります。)
 - 永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
 - 帰国の予定が不明確な場合
 - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など

「ご契約タイプ」はこちらをご覧ください。>>>

重要

①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合
上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して、1,000万円を上限とさせていただきます。

ご契約タイプ一覧表

ご年齢に応じたご契約タイプをお選びください。(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

Table with columns for age groups (満69才以下, 満70才以上) and contract types (94R, 93R, 92R, 91R, 11R for 69; 94P, 93P, 91P, 13P, 11P, 17P for 70). Rows include coverage amounts for death, disability, medical expenses, and premiums.

※1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※2 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。

31日を超えるご契約期間をご希望のお客さまは、ご契約タイプが異なりますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

保険金お支払件数の約76%が治療や救援にかかわる費用です。(2013年度AIU実績)

無制限*プラン

治療・救援費用が無制限*の「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きよ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月の集中治療室での入院を経て、医師同伴で帰国した。

Calculation showing insurance coverage: 130万円 (rescue) + 3,000万円 (treatment) + 180万円 (rescue) = 3,310万円 total. Includes a note that this is not a full lifetime benefit.

Visual comparison showing that with the Infinity Plan, self-payment for a 2,000万 yen plan is 0 yen, compared to 1,310万 yen otherwise.

海外旅行保険の概要 (裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。)

●保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

Table for '傷害死亡' (Accidental Death) detailing conditions for payout, including emergency medical evacuation and specific causes of death like heart attack or stroke.

Table for '傷害後遺障害(区分表型)' (Disability after Injury) detailing conditions for payout based on the degree of disability, such as loss of limbs or sight.

Table for '治療・救援費用' (Medical and Rescue Expenses) detailing coverage for medical treatment, hospitalization, and rescue costs during the trip.

お支払いする保険金... 1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。

P.4の続き	
お支払いする保険金	<p>②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。</p> <p>③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。)</p> <p>④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>●注1 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。</p> <p>●注2 被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>●救済費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救済費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。(「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限)</p> <p>①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃などの往復運賃(救済者3名分まで) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円まで) (ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。) ⑥諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で20万円まで)</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた費用 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用を除きます。) ○被保険者による自動車などの酒気帯り運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救済費用を除きます。) ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染</p> <p>②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p> <p>③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気の治療(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。)</p> <p>④歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。)</p> <p>⑤カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など</p>

疾病に関する応急治療・救済費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<p>●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により医師の治療を受けたとき</p> <p>●救済費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により継続して3日以上入院(※2)したとき</p> <p>(※1)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 (※2)医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
--------------	--

お支払いする保険金	<p>●疾病治療費用部分 実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発症に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。</p> <p>●救済費用部分 保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発症に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 ○救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ○救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) …など</p>
-----------	---

お支払いする保険金	<p>●注1 治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合、1回の疾病につき支払限度額が300万円となります。</p> <p>●注2 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p> <p>●注3 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。 ○透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他の器具の継続使用に関する費用 ○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関する費用 ④ 次の費用はお支払いの対象となりません。 ○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ○臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関する費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関する費用 ○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>○旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) …など</p>

緊急歯科治療費用 (保険期間31日までの契約タイプにセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状(※)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合(※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。</p> <p>●注 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。</p>
お支払いする保険金	<p>被保険者が現実に支出した次の費用を、10万円を限度としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限り、</p> <p>①診察費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p> <p>●注 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為 …など</p>

疾病死亡	<p>①旅行行程中に病気により死亡したとき ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り、)</p> <p>③旅行行程中に感染した感染症(治療・救済費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき (※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。</p>
お支払いする保険金	<p>疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた病気 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病 …など</p>

個人賠償責任

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき (※)保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。</p>
お支払いする保険金	<p>1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。</p> <p>●注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 ●注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ●注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた損害 ○保険契約者または被保険者の故意 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ○被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ○同居の親族に対する損害賠償責任 ○自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任(他人から借りた物を含みます。) ○汚染物質に起因する損害賠償責任 ○心神喪失に起因する損害賠償責任 ○罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 …など (※1)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。 (※2)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。</p>

携行品

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中に携行品(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けたとき (※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含みません。</p>
お支払いする保険金	<p>携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円を限度として損害額(※)をお支払いします。 (※)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。</p> <p>●注1 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。 ●注2 お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 ●注3 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などをいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 ●注4 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような事由により生じた損害 ○携行品の置き忘れ、紛失 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者による自動車などの酒気帯り運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ○携行品の欠陥または自然の消耗 …など ●注 レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から損害賠償を請求された場合は、前記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。</p>

旅行事故緊急費用 (保険期間31日までの契約タイプにセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中の予期せぬ偶然な事故(※)により被保険者が旅行行程中に下記費用の負担を余儀なくされたとき ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代(注1) ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費(注2) (※)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行業者(ツアーオペレーターを含む)によって、事故の発生が証明されるもの</p> <p>●注1 食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内(※)に代替となる他の航空機を利用できないとき (※)着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内を指します。 b.航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき ●注2 身の回り品購入費については以下の費用に限りお支払いします。 旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り、)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用 ●注3 旅行行程終了後に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p>
お支払いする保険金	<p>実際に支出した前記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。ただし、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額などを除きます。 (※)費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>●注 お支払いする保険金は、保険期間を通じて「保険金をお支払いする場合」①~⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります。ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような事由により生じた費用 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○被保険者による自動車などの酒気帯り運転、無資格運転中の事故 ○むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ○妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ○歯科疾病 ○乗客として搭乗(予定)の運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 …など</p>

用語のご説明 ◆パンフレットの中でわからない用語などありましたら、こちらの用語のご説明をご参照ください。

用語	ご説明
い 医 師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
医学的他覚所見	病気の症状が、医師により客観的に（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより）認められる異常所見をいいます。
し 傷 害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故、運動中の打撲・骨折などの外的要因による事故）によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾 病（病 気）	上記の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
ほ 保 険 金	補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
保 険 金 額	ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額（ご契約金額）で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
り 旅 行 行 程	保険証券記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項（告知事項）については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日から30日以内にご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問合せ先：旅行保険カスタマーセンター TEL:03-5611-0799

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

B71-115 (B-003714 2017-12) 6-15 250M (TF)

お問合せ・お申込みは

株式会社 エスアイエス北海道

〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号

TEL 0138-51-8677

観光 留学 出張 駐在 その他